平成２６年（フ）第２号
北海道網走郡美幌町字稲美82番地の５　公住134号
債務者　稲葉　陽子
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　信孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月22日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
和歌山市大垣内767番地
債務者　吉川　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　正人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１号
熊本県水俣市築地10番33号　コーポ久美201号
債務者　草野　恒一（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第３３号
香川県観音寺市豊浜町和田浜1185番地２
債務者　富田　哲央
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第１４３１号
京都市北区鷹峯木ノ畑町70番地１　市営アパート３―309号
債務者　笹村　　勇
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　和雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年４月30日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３７５号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜259番地１
債務者　松平　尚美
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内　良輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
函館地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第３５７号
奈良県大和高田市礒野南町３番５号、前住所奈良県大和高田市東中２丁目７番30―４号
債務者　廣田　祐樹
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第５号
奈良県橿原市畝傍町31番地の２　レオパレス北村２号103号
債務者　銀納　淳二
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
奈良県香芝市磯壁３丁目110番地１　竹田住宅５号、前住所奈良県香芝市五位堂３丁目439番地１　メゾン・アンティーカ　ミレー206号
債務者　橋本マチ子
1　決定年月日時　平成26年２月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第５０５号
愛知県豊田市京ケ峰１丁目24番地　市営Ａ―８号
債務者　竹内オリビアスヌーキーこと　タケウチ　オリビア　スヌーキー　サンチェス
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２９号
愛知県岡崎市美合町字地蔵野１番地111　市営平地荘７―103
債務者　中木　利明
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
奈良県大和高田市東中１丁目６番27号
債務者　山本　雅宣
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
奈良県大和高田市大字市場188番地５
債務者　宮崎　一成
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１２号
山口県宇部市大字川上420番地16
債務者　越智勢津子
1　決定年月日時　平成26年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第３号
大分県佐伯市7417番地２サンビレッジ桂木202
債務者　山下　雅代
1　決定年月日時　平成26年２月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第８号
静岡県浜松市浜北区中瀬1022番地の１
債務者　大竹　正巳
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２３号
愛知県豊川市開運通１丁目60番地、営業所所在地愛知県豊川市幸町148番地
債務者　サムシングニューこと　石田　弘昭
1　決定年月日時　平成26年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部